

第 5 章 計画の推進

- 1 橋本市における推進体制
- 2 市民・市民団体、事業者との協働
- 3 効果的な進行管理

本市における男女共同参画社会の実現に向け、市の推進体制を充実するとともに、市民・市民団体・事業者等との協働による取り組みを進めます。相互に連携と情報共有を図り、協働を推進することが重要であり、そのために積極的な働きかけをしていきます。

1 橋本市における推進体制

(1) 橋本市男女共同参画推進会議

本市における男女共同参画を推進していくためには、まず市から男女共同参画についての理解を深め、庁内での取り組みをはじめ、総合的な施策を展開する気運を高め、実施していくことが必要です。

推進会議は、副市長を会長とし、各部の長によって構成されています。施策の総合的、計画的かつ効果的な推進に向け、橋本市男女共同参画推進会議により、関連各課との連携に基づく推進体制を強化します。

(2) 橋本市男女共同参画推進会議幹事会

橋本市男女共同参画推進会議幹事会は、橋本市男女共同参画推進会議のもとに設置されている組織です。各課・室の長によって構成され、所掌事務に関する具体的事項について、協議及び調査研究を行うとともに、関係機関の連絡調整を図ります。

2 市民・市民団体、事業者等との協働

本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの意識と行動が変わることや、事業者の積極的な取り組み、家庭や学校における教育など、あらゆる場面における取り組みが必要です。

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、市民、事業者との協働を図ります。

3 効果的な進行管理

(1) 毎年度の進捗状況報告に基づく計画の進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度、進捗状況の確認・評価を行い、施策内容の検証及び効果的な進捗管理を行います。

(2) 指標項目の設定

計画の進行管理において、進捗状況を評価するための方策として、数値による指標の設定とその定期的把握が効果的です。

男女共同参画の推進状況を把握するために、数値目標を設定します。

(3) (仮称) 橋本市男女共同参画推進懇話会の設置

本計画は、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための施策展開の方向を示しています。計画をより実効あるものにしていくためには、その進行管理をしていくための体制の強化が必要です。

このため、市、市民、事業者等の構成による(仮称)橋本市男女共同参画推進懇話会において、年次報告を受け、施策の進捗状況を評価し、進行管理を行います。

